

オカムラグループ
サステナブル調達ガイドライン

株式会社オカムラ

制定日:2014年4月1日
改定日:2019年10月7日
改定日:2020年11月1日
改定日:2025年5月1日

OKAMURA

目次

1. お取引先の皆様へお願い	1
2. オカムラグループ サステナビリティ方針	2
3. サステナブル調達ガイドライン	3-7
4. 問い合わせ先	7

1. お取引先の皆様へお願い

近年、社会の持続的な発展の為、企業が担う役割と責任はますます重要になっており、法令遵守はもとより、社会の一員としての責任ある企業活動が求められています。このような中、オカムラグループは、パーパスである「人が活きる社会の実現」に向け、「豊かな発想と確かな品質で、人が活きる環境づくりを通して、社会に貢献する。」をミッションとして、全ての人々が笑顔で生き活きと働き暮らせる社会の実現を目指しています。

オカムラの製品・サービスは、オカムラグループだけで提供できるものではなく、お取引先の皆様のご協力があって初めて世に提供できるものです。従いまして、責任ある企業活動の推進には、お取引先の皆様を含めたサプライチェーン全体にわたって、協力して取り組んでいくことが必要であると考えております。

このような考えのもと当社は「オカムラグループ サステナビリティ方針」に基づき、「オカムラグループ サステナブル調達ガイドライン」を制定しております。お取引先の皆様におかれましては、本ガイドラインにご賛同いただき、企業活動を推進していただきたいと考えております。本ガイドラインに反する問題が発生した場合は、迅速にご報告いただくとともに、改善へのお取り組みをお願い申し上げます。

また、本ガイドラインの遵守状況の確認、相互コミュニケーションのため、サステナブル調達調査の実施やヒアリング調査などをお取引先の皆様へお願いする場合がございます。その結果重大な違反行為が発覚した場合や違反行為への適切な改善の取り組みがなされない場合には、お取引の継続が困難となる場合がございますので、予めご了承ください。サプライチェーンにおけるサステナビリティの推進に、より一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

なお、時代に応じて変化する国際社会の要請を常に把握し、それに応えられるよう、本ガイドラインは適宜見直し、改定を行ってまいります。ご理解いただきますようお願い申し上げます。

2. オカムラグループ サステナビリティ方針

オカムラグループは2020年11月に制定した「オカムラグループ サステナビリティ方針」に基づき企業活動を行っています。

オカムラグループ サステナビリティ方針

私たちオカムラグループは、「豊かな発想と確かな品質で、人が生きる環境づくりを通して、社会に貢献する。」をミッションとし、企業価値のさらなる向上と社会課題の解決をめざします。

1. 人が生きる環境の創造

確かな品質と安全性を追求した創造性豊かな製品・サービスを社会に提供し、新しい価値・市場・トレンドの創造に挑戦し続けます。

2. 従業員の働きがいの追求

健康と安全に配慮した職場づくりに努め、従業員一人ひとりの多様性を尊重した上で、それぞれが働きがいを感じ、互いに協力し、自己成長できる環境をめざします。

3. 地球環境の取り組み

事業活動におけるサプライチェーン全体を通じて地球環境負荷の低減を徹底することで、持続可能な社会づくりに貢献していきます。

4. 責任ある企業活動

人権を尊重し、一人ひとりの個性や多様な文化の理解に努め、差別を排除します。また法令遵守はもとより、高い倫理観に基づき行動し、ステークホルダーの皆様に適時・適切な情報開示を行うとともに、コミュニケーションの充実を図り、地域・社会と共生し、公正・透明・誠実な企業活動を通じて、社会から信頼され愛されるグローバル企業をめざします。

2020年11月制定

3. オカムラグループ サステナブル調達ガイドライン

1. 倫理的な行動

- i. 法令遵守と企業倫理
企業活動を行うに当たっては、各国・地域の法令はもとより、社会規範などを遵守する。
また、文化や慣習を尊重し、行動する。
- ii. 良識ある行動
公私において常に誠実、清廉、潔白であり、社会人としての品位をもって行動する。
- iii. 紛争鉱物規制の遵守
紛争鉱物や高リスク地域で採掘され、武装勢力等の資金源になるようなタンタル、タンゲステン、スズ、金、コバルト、マイカなどの調達を回避する。紛争鉱物規制を遵守し、責任ある調達を推進する。

2. 自由な競争と公正な取引

- i. 公正な取引
自由競争の原理に基づき、国内外の競争法をはじめとする取引に関する法令等を遵守した公正な取引を行う。
- ii. 贈収賄の禁止
不正な取り扱いの依頼をしたり、その見返りとして金品などの利益の授受、提供はいかなる理由であろうと行わない。また、社会的な常識の範囲を超える接待・贈答・贈与の授受、提供は行わない。
- iii. 適切な輸出入管理
法令等で規制される技術や物品の輸出入に関して、明確な管理体制を整備して適切な輸出入手続きを行う。

3. 安全で高品質な製品・サービスの提供

- i. 知的財産権の尊重と保護
特許権、著作権、商標権などの知的財産権を尊重し、不正な使用は行わない。また、自社の知的財産が他社によって不正に使用されないよう、適切に管理・保全を行う。
- ii. 品質マネジメントシステムの構築運用
高品質維持のために ISO9001 などの管理システムを導入し、適切に運用する。

- iii. 多様な顧客ニーズに応える製品やサービスの提供
お客様に喜ばれ、社会に貢献する製品・サービスを提供するための努力を怠らない。

4. 情報の適切な管理および開示

- i. 情報の適切な管理
秘密情報及び個人情報、取得・利用・保管・返還・消去・廃棄、その他すべての段階において、漏えいが生じないように必要かつ適切な安全管理措置を実施しなければならない。
- ii. 適正な会計処理
売上の計上や経費の支出などの会計処理を、国内外の経理関係法令を遵守し、公正、透明、誠実に行う。
- iii. インサイダー取引の禁止
職務に関して知り得た自社及び関係先の情報を利用して、株式の売買などの取引は行わない。家族や知人にもこれらの情報を漏らさない。
- iv. 適切な開示
自社の事業活動や組織運営、財務状況、業績及び製品・サービスについての情報を関係法令ならびに慣例に従い適時・適切に開示し、企業活動の透明性を高める。
- v. 積極的な開示
有用と思われる情報を積極的に開示し、さまざまな機会を通じてコミュニケーションを図るよう努める。
- vi. 非常事態発生時の情報開示
経済的な損害を与える事故や PL 事故などが発生した場合は、適時適切に情報の提供、説明を行い対処する。
- vii. サイバーセキュリティ対策
情報システムのセキュリティ保護は、関係法令や社内規程に従い適切に行い、秘密情報の漏えいその他の損害が発生しないように努める。また、不正アクセスは行わない。

5. 環境保全と社会への貢献

- i. 地球温暖化防止
事業活動にともなう温室効果ガスの排出量を削減するために、エネルギー利用効率の向上や再生可能エネルギーの導入、省エネルギー機器の導入や節電対応、物流効率の向上など、環境保全活動の積極的な取り組みに努める。

- ii. 省資源・資源循環
原材料や使用する資源の効率的利用で使用量を削減し、リユース・リサイクルの推進や廃棄物の適正処理により、廃棄量削減への取り組みを積極的に行い、効率の向上を図り、省資源化・省エネルギー化に取り組む。
- iii. 化学物質管理と汚染の防止
製造時や原材料に使用される化学物質が、環境や健康に影響を及ぼす可能性を認識し、化学物質の管理の強化に努める。また、汚染防止に向け、生産部門などによる関連設備の適正な管理を徹底する。有害な物質の大気への排出を削減するため、排気等の監視及び制御をし、適切な対策を実施する。
- iv. 製品・サービスにおける環境配慮
調達、製造、流通、使用、リサイクル、廃棄までのライフサイクルにわたって生じる環境への影響を低減し、地球環境の保全と持続可能な社会を実現するために、国内外の関係法令及び各種規制を遵守する。
- v. 生物多様性
森林から産出される木材を利用する企業は、その責任を認識し、生物多様性の保全と自然環境の持続可能な利用に努める。
- vi. 水の管理
使用する水の水源、使用、排出をモニタリングし、節水に努める。あらゆる廃水は、排出または廃棄する前に、必要に応じて水質の特性を評価し、監視、制御、処理を実施する。また、水汚染を発生させる可能性のある汚染源を特定し、適切な管理を行う。

6. 人権の尊重

- i. 差別の禁止
人種、出身、国籍、思想信条、宗教、年齢、性別、性的指向・性自認、疾病、障がい、出生、その他の理由に基づくいかなる差別も行わない。また、このような差別を許さない。採用等の場合は、本人の能力・適性などの合理的な要素で選考を行う。
- ii. 児童労働者の違法雇用の禁止
事業のいかなる段階においても児童労働を禁止する。また、18歳未満の若年労働者を夜勤や残業など、健康や安全が損なわれる可能性のある危険業務に従事させない。
- iii. 雇用の自主性
強制労働、債務労働、奴隷(人身売買を含む)労働、非自主的・非人間的囚人労働を禁止する。全ての労働は自主的なものでなくてはならず、従業員は、関係法令・規則及び契約上の合意に基づき、適切な通知をもって自由に離職することができる。

- iv. 時間外労働の強制防止・休日提供の施行
年間所定労働日数は法定の限度を超えてはならない。また、一週間あたりの労働時間や超過勤務時間に関する法令を遵守すること。従業員に対し週に最低1日以上の休日を与えなければならない。
- v. 適切な賃金と手当
操業する国や地域の法定最低賃金を遵守し、労働者に支払われる報酬(賃金、残業代、及び法的に義務付けられた手当や賃金控除を含む)に適用されるすべての法規制を遵守する。
- vi. 集団交渉権の保護(結社の自由)
労働組合などの団体交渉、その他団体行動をする権利を尊重する。
- vii. セクシュアルハラスメント・パワーハラスメントの禁止
セクシュアルハラスメントやパワーハラスメント、マタニティハラスメントなど、性別や職権などを背景とした個人の尊厳を傷付ける一切の行為を行わない。また、このような行為を許さない。
- viii. 苦情通報メカニズムと通報者の保護
労働者及びサプライヤーなどを含むステークホルダーからの通報を受け付け、対応・是正・被害者を救済するための苦情処理メカニズムを構築し、継続的なプロセスとして問題への対処を可能とする。また、通報に係る情報に関する機密性、並びに通報者の匿名性を保護し、通報者に対する報復を排除する。

7. 社会との調和

- i. 地域社会との共存
地域社会との友好・親睦を図ると共に、次世代を担う子どもたちへの教育支援や地域の環境保全活動などにより、よき企業市民の一員として、広く社会貢献に努める。
- ii. 国際社会との協調
国際ルールや関係各国・地域の法令等を遵守する。また、当該地域の文化や慣習を尊重し、調和を図るとともに、現地との友好的な関係を構築し促進する。

8. 政治・行政との健全な関係の維持

公務員(みなし公務員を含む)との関係において、国内外の贈収賄・腐敗行為防止に関する関係法令・ガイドラインを遵守し、賄賂を提供したり、申し出たり、約束したりしない。また、要求されても断る。政治家・政治団体との関係において、国内外の関係法令等を遵守し、健全で正常な関係を維持する。

9. 反社会的勢力との絶縁

市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会勢力・団体に対しては断固たる行動をとるものとし、一切の関係を遮断する。また、反社会的勢力・団体の活動を助長するような行為は行わない。

10. 活気ある職場環境の構築

i. 健康と安全に配慮した職場環境づくり

健康と安全に配慮した快適な職場環境の確保、維持に努める。また、業務に集中することのできる、働きやすい職場環境を形成することに努める。身体的負荷がかかる作業については、軽減するように改善に努める。

ii. 従業員の安全確保と工場保安

工場内及び職場の安全対策を講じ管理するとともに、従業員が理解できる言語で従業員への安全教育を行う。また、必要に応じて、従業員に適切な保護具を提供する。さらに、妊娠中の女性および授乳期間中の母親への合理的な配慮を行う。

iii. 機械設備の維持、安全対策

機械装置類について、安全装置、インターロック及び防護壁などの安全対策をとり、適切に保守管理を行う。

iv. 緊急事態への備え

自然災害・感染症・事故・テロなどの緊急事態に備え、発生の可能性も含めて特定し、労働者及び資産の被害が最小限となる緊急対策時の行動手順の作成、必要な設備などの設置、災害時にその行動が取れるように教育・訓練を行う。また、事業活動を再開し、サプライチェーンへの影響を最小限に留める努力をする。

4. 問い合わせ先

株式会社オカムラ 購買部 TEL 045-319-3561